線の主要幹線道路としての機能が向上するとともに、大型車両を含む通過交通が現道から転換され、現道環境の改善及び交通事故の危険性も軽減できるとされていることから、円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境に及ぼす影響については、環境影響評価法（平成９年法律第81号）及び岡山県環境影響評価等に関する条例（平成11年条例第７号）に定める環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で同法に準じた道路環境影響評価の技術手法（財団法人道路環境研究所）による評価方法等により、自動車の走行に起因する大気汚染、騒音及び振動について、既存文献等を基に検証を行った結果、各種基準を満足するものと予測している。よって、本件事業の施行に伴う環境への影響は軽微であると判断される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業により改変される起業地に生息する可能性がある希少な動植物に与える影響について、起業者が、本件区間及び近傍地において現地調査及び既存文献等を基に任意で調査を行った結果、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）に基づく動植物の生息は確認されなかったものの、環境省レッドリスト（両生類、爬虫類：2006、哺乳類、魚類、植物：2007）及び岡山県野生生物目録（2009）に掲載されている哺乳類２種（コキクガシラコウモリ、ユビナガコウモリ）、鳥類４種（ノスリ、イカルチドリ、ヤマセミ、オオルリ）、魚類８種（アブラボテ、シロヒレタビラ、ズナガニゴイ、アユモドキ、スジシマドジョウ中型種、アカザ、アマゴ、オヤニラミ）の重要な動物の生息の可能性が確認された。この結果に基づき起業者が現地調査を行った結果、本件事業により直接改変される区域内にはこれらの種の生息に適した環境は見受けられず、直接改変される区域外にはこれらの種の生息適地が広く存在すること、また、工事中は生息適地への土砂及び濁水の流出を防止する対策を行うことから、本件事業による希少な動植物に与える影響は軽微なものと予測されている。

また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地については、起業者が岡山県教育庁文化財課に確認した結果、本件区間内には存在しないことが確認されている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道の幅員狭小及び線形不良箇所を解消し、円滑な車両の交通及び歩行者等の安全な通行を確保することを目的としてバイパス方式により改築するものであり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業を施行するルートの選定にあたっては、低山地に挟まれた谷底部の現道を拡幅すると、高切土が発生し、現道沿線にある県指定記念物の名勝「天神峡」に対する景観上の影響及び並行する河川への影響が大きいと判断されたため、現道拡幅案は除外した上で、トンネル施工を伴うバイパス方式の２案について、比較検討が行われている。

申請案と他の案を比較すると、申請案は路線延長において長くなるものの、施工性に優れ、現道と平面交差するなど利便性も優れること、事業費も廉価になることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

さらに、本体事業施行に伴う市道の付替工事の計画は、施設の機能維持について必要最小限の付替を行うものであり、社会的、技術的及び経済的に適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上⑴～⑶の検討から、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は道路構造令に定める最小曲線半径、最小曲線長、視距の標準値を満足していない線形不良箇所が18箇所あり、車両の通行や離合に支障をきたしている。

また、現道は、家屋等が連担している箇所が点在しているにもかかわらず、歩道等が未整備であり、歩行者等の安全な通行の確保が困難な状況であることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、本件事業の早期完成を求める声は強く、岡山県井原市長を会長とし、広島県神石高原町長を副会長とする主要地方道芳井油木線改良促進期成会から、毎年要望書が提出され、本件事業の整備促進を強く要望されているところである。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岡山県井原市芳井支所

国会事項

衆　議　院

法律公布奏上及び通知

五月二十四日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律

議決通知

五月二十四日鬼塚事務総長から松野裁判官訴追委員会委員長職務代行者及び樋本参議院事務総長宛、本院は裁判官訴追委員を次のとおり補欠選任した旨通知した。

裁判官訴追委員

中川　正春（黄川田徹の補欠）

議案送付

五月二十四日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

鉱業法の一部を改正する等の法律案

議案通知

五月二十四日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案